

速報:石綿肺がん行政訴訟神戸地裁判決

2012年3月22日

平成21年(行ウ)第1号 休業補償給付不支給事件

第6 争点に対する当裁判所の判断

1 争点1(業務起因性の判断基準)について

(1) 業務起因性に関する考え方

ア 労災保険法に基づく保険給付は、労働者の業務上の負傷又は疾病について行われるところ、労働者が業務に起因して負傷又は疾病を生じた場合とは、業務と負傷又は疾病との間に相当因果関係があることが必要であり(最高裁昭和50年(行ツ)111号同51年11月12日第二小法廷判決・集民119号189頁参照)、上記相当因果関係があるというためには、当該災害の発生が業務に内在する危険が現実化したことによるものとみることができることを要すると解すべきである(最高裁平成6年(行ツ)第24号同8年1月23日第三小法廷判決・集民178号83頁、最高裁平成4年(行ツ)第70号同8年3月5日第三小法廷判決・集民178号621頁各参照)。

イ そして、前記前提事実のとおりヘルシンキ基準及び平成18年報告書等の知見に照らせば、石綿ばく露作業に従事した労働者に発生した原発性肺がんに関する業務起因性は、肺がん発症のリスクを2倍以上に高める石綿ばく露の有無によって判断するのが相当であるというべきである。

(2) ヘルシンキ基準及び行政上の認定基準の内容の理解

ア 前記前提事実のとおり、ヘルシンキ基準は、肺がん発症リスクを2倍以上に高める石綿ばく露に関する指標として、「1年の高濃度ばく露、5から10年の中濃度ばく露」という石綿ばく露作業従事期間を位置づけている。

イ (ア) 行政上の認定基準のうち、昭和53年認定基準は「石綿ばく露作業への従事期間が概ね10年以上」であることを石綿肺がんの業務起因性の判断基準として定めている。

(イ) 平成15年認定基準及び平成18年認定基準は、「①肺内に石綿小体又は石綿繊維の医学的所見が得られ、②石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あること」を定めているが、平成18年認定基準が前提

とした平成18年報告書は、ヘルシンキ基準や諸外国での取扱いを踏まえて、原則として、概ね10年以上の石綿ばく露作業期間を肺がんリスクが2倍以上に高める指標とみなすことが妥当であるとしていることに照らせば、平成18年認定基準は、上記要件を満たすものが、上記指標に相当するものと認めたものと解することができる。

そして、平成18年認定基準は、①について、石綿小体又は石綿繊維が認められれば足りるとし、具体的な数値を要求していない。また、②についても、ヘルシンキ基準では、高濃度ばく露や中等度ばく露といった業種別、職種別で異なるばく露期間を定めているが、平成18年報告書は、日本では、業種等別のばく露濃度が明らかではなく、同じ業種や職種であっても、作業内容や頻度によってばく露の程度に差があることを理由に、ヘルシンキ基準の上記業種等別のばく露期間を日本においてそのまま採用することができないとして、肺がんリスクを2倍以上に高める指標としてのばく露期間を「石綿ばく露作業に原則10年以上」としており、これを踏まえて平成18年認定基準が策定されたことにかんがみると、上記②の「石綿ばく露作業」とは、業種や職種、作業内容や頻度、石綿濃度を問わないものと解される。

(ウ) これに対し、平成19年認定基準は、石綿ばく露作業に10年以上従事した場合であっても、乾燥肺 lg 当たりの石綿小体数が5000本以下の場合には、ばく露期間に加えて、上記石綿小体数と同水準のばく露とみることができるかという観点から、作業内容や頻度、ばく露形態等を総合判断する必要があるとして、平成18年認定基準より、業務起因性の認定要件を厳格化しているものと認められる。

なお、この点につき、被告は、平成19年認定基準は、平成18年認定基準の解釈基準を示したものにすぎないと主張するが、被告も自認するように、平成18年認定基準の定める本件要件の内容は、文言上、10年ばく露要件を満たし、かつ、石綿小体が存在する場合には、石綿小体の数を問わず、業務起因性が認められるとする表現となっている上、実質的にも、前記(イ)判示のとおり、その内容において、石綿小体及び石綿繊維数については、存在が認められれば足り、具体的な数は問題としていないものと理解できるから、上記被

告の主張を採用することはできない。

(3) 当裁判所が採用する認定基準

ア 前記(1)のとおり、石綿ばく露作業に従事した労働者に発生した肺がんに関する業務起因性は、肺がん発症のリスクを2倍以上に高める石綿ばく露の有無によって判断すべきであると解されるが、ヘルシンキ基準及び平成18年報告書に照らして検討すると、上記リスクを2倍以上に高める石綿ばく露の指標として、石綿ばく露作業に10年以上従事した場合については、石綿ばく露があったことの所見として肺組織内に石綿小体又は石綿繊維が存在すれば足り、その数量については要件としない、平成18年認定基準の定める本件要件によることとするのが相当である。

イ これに対し、被告は、上記のような基準によると、10年ばく露要件を満たし、かつ、乾燥肺重量1g当たりの石綿小体が5000本を下回る事案について、平成18年認定基準の定める本件要件を形式的に適用した場合には、肺がんの発症リスクが2倍以上とは認められない事案について業務起因性を認めることとなりかねないと主張するのでこの点について検討する。

(ア) 平成18年認定基準の前提となった平成18年報告書は、石綿繊維25本/ml×年の累積ばく露量を肺がんリスクが2倍以上となる指標とした上で、これに相当する指標として、「石綿肺」や「乾燥肺1g当たり5000本以上の石綿小体数」、又は「ばく露期間(胸膜プラーク等の石綿ばく露所見が認められ、原則として概ね10年以上従事したこと)」を別個独立の判断指標と位置付け、ばく露期間を指標とする場合に要求する胸膜プラーク等は、あくまで石綿ばく露の事実があったことを裏付ける所見であると解している。また、平成18年報告書が前提としているヘルシンキ基準も、肺がん発症リスクが2倍となる指標として、前記前提事実のとおり、石綿繊維25本/ml×年の累積ばく露量、石綿小体数、石綿繊維数、ばく露期間をそれぞれ別個独立の指標と位置づけている。

そうすると、平成19年認定基準が、石綿肺がんの業務起因性の認定要件として、「10年のばく露期間及び石綿ばく露所見としての石綿小体等の医学的所見の存在」に加えて、一定数の石綿小体を要求することは、ヘルシンキ基準及び平成18年報告書の理解に反するものというべきである。

(イ) また、平成18年報告書を作成した本件検討会において、森永謙二座長(以下「森永座長」という。)は、石綿繊維又はBALFによって石綿小体数を調べることは一番最後の手段であると述べ、他方で、10年の職業歴や胸膜プラークがなく、情報が少ない場合に石綿小体数のみで労災認定をした事例は少ないとの発

言にも同調しており(乙54・5頁、6頁)、このような森永座長の発言や本件検討会の議論の経過を踏まえると、「乾燥肺1g当たり5000本以上の石綿小体数」基準とは、本件要件の文言どおり、ばく露期間が10年に満たない場合に業務起因性を認めるための救済規定として定められたものであると解するのが相当である。

したがって、10年以上の石綿ばく露作業従事歴のある者について、石綿小体等の数量を判断要件に加えた結果、救済範囲を狭めることとなる内容の平成19年認定基準は、平成18年報告書の趣旨に反するものと認められる。

(ウ) さらに、石綿小体については、これが5000本未満であっても業務起因性が認められた事例は多数存在し(甲21、甲22、甲25、甲48)、単に石綿小体数のみで職業性を判断することは困難であるとも考えられており(甲25)、特に、クリソタイルばく露の場合は、前記前提事実及び前記1(4)イ認定のとおり、クリソタイルが石綿小体を形成し難く、稀にしか確認されないという特性からすれば、累積ばく露量に比し、肺内の石綿小体濃度が高くないことも予想されることであるし、クリソタイルばく露の場合には、石綿小体がヘルシンキ基準を下回る場合も多いとして、今後、石綿のばく露×年という産業医学的手法の普及が必要であるとする見解も存在している(甲24)。

したがって、これらの諸事情を考慮すると、少なくとも、クリソタイルばく露において、石綿小体数を基準として、業務起因性可認定範囲を限定することに合理性は認められないというべきである。

ウ したがって、平成19年認定基準の内容には合理性があるとは認められないから、これに基づいて石綿肺がんの業務起因性を判断することは相当でないというべきである。

3 争点2(亡Kの石綿ばく露状況)について

(1) 亡Kの石綿ばく露状況及びばく露年数

ア 被告は、亡Kが石綿ばく露作業に従事したとする、A証人の供述及び意見はいまいであってこれによって亡Kの作業実態を認定することはできず、他にこれを裏付ける客観的な資料は存在しないから、原告が主張する亡Kの石綿ばく露状況及び年数を認めることはできないと主張する。

イ しかし、石綿関連疾患については、石綿ばく露開始時期から発症まで非常に長い潜伏期間があることは公知の事実であり、平成18年報告書でも、石綿肺がんの場合、その潜伏期間は、従来から「20年以上の潜伏期間を経て発症すると報告されてきた。最近の我が国での報告では、Kishimotoら(2003)は造船

業や建設業を中心とした70例の石綿肺がんの潜伏期間は15～60年(中央値43年)、濱田ら(1996)の石綿加工業者の石綿肺がん22例のそれは平均31.8年で、石綿ばく露開始から40年以上経過して発生する事例もあると報告している。、以上のように、石綿による肺がんは、その多くがばく露開始から発症までが30年から40年程度といった、潜伏期間の長い疾患であるといえる。」とされているところである(甲17・15頁)。

そうすると、このように、石綿ばく露から石綿肺がんの発症までに極めて長い時間が経過する場合があることからすれば、客観的な資料が散逸することは当然に生じ得るから、石綿ばく露作業に従事した状況及びその年数等の事実関係については、客観的資料のみならず他の証拠についても十分な検討を行うのが相当である。

ウ そこで検討するに、亡Kが勤務していた検数協会が提出した亡Kの勤務状況に関する意見書も、亡Kが「アスベスト貨物の検数作業に従事したことは、当時の職務(本船従事者)から推測されますが、その作業に間違いなく携わったことを、正確に証明する書類等が現在では一切保存されていないこと」を理由として、亡Kが「アスベスト作業に従事していた証明が出来ない」としているにとどまり(乙19)、上記の内容に照らせば、亡Kが石綿ばく露作業に従事していたことが否定されるものではなく、むしろ、一定程度の石綿ばく露作業に従事していたことを裏付けるものといえる。

そして、前記1(3)認定の亡Kの作業実態は、Aの主観的な認識及び記憶に基づくものであるが、亡Kの同僚であったA自らが経験した石綿ばく露作業状況を踏まえた具体的根拠に基づくものであり、石綿貨物の輸入統計(乙40の2)や亡Kの同僚であるMからの聴取内容(乙16)とも整合し、その内容も合理的なものといえるから、これによって亡Kの石綿ばく露状況及び年数等を認定することは相当であるというべきであり、他方で、本件記録上、他に、亡Kの作業実態に関する前記認定を左右する証拠はない。

したがって、亡Kは、少なくとも昭和36年6月から昭和55年までの間(ただし、庶務係に所属した昭和41年1月から同年11月までの間を除く)、10年以上にわたり、サイド検数員又は主席補助検数員として、石綿貨物を取り扱う海上検数作業に従事し、石綿ばく露を受けていたものと認められる。

(2) 業務起因性について

そこで、本件疾病の発症及びこれによる亡Kの死亡が、亡Kが従事した石綿ばく露作業に起因するか否かについて以下検討する。

ア 石綿ばく露作業該当性について

前記1(2)エ認定のとおり、亡Kは、サイド検数員又は主席補助検数員として、在来船における荷役作業の開始から終了までの間、空气中に石綿が飛散している船倉内において、荷役作業員や荷粉屋のすぐ近くで検数作業を行っており、作業の一環として、貨物のマーク等を確認するために自ら石綿の入った荷袋の表面を軍手をはめた手で触ることもあったことも考慮すると、亡Kが従事した検数作業は、少なくとも、平成18年認定基準が定める「石綿ばく露作業」のうち、「倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業」の「周辺等において間接的なばく露を受ける作業」に該当するものと認められる。

イ 本件要件該当性について

そして、前記(1)のとおり、亡Kは、10年以上にわたって上記検数作業に従事しており、かつ、亡Kの肺内からは、乾燥肺1g当たり741本の石綿小体か認められている。

さらに、前記前提事実のとおり、亡Kには喫煙歴や肺がんの家族歴はないから、本件疾病の発症の要因が、亡Kの遺伝的要因であると認めることはできず、他に、本件記録上、石綿ばく露以外の要因が、本件疾病の発症に寄与したことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、亡Kは、石綿ばく露作業に10年以上に従事しており、その肺組織内に石綿小体の存在が認められるから、本件疾病の発症について、平成18年認定基準による本件要件を充足するものと認めるのが相当である。

ウ これに対し、被告は、①検数業務は、直接ばく露作業と同程度の石綿ばく露作業ではなく、直接ばく露作業と比較して、石綿ばく露の頻度が相当低いこと、②乾燥肺1g当たりの石綿小体数が1000本未満の場合は職業ばく露を受けた可能性は低いとされていることから、業務起因性は認められないと主張する。

しかし、①については、平成18年認定基準が、間接ばく露作業を「石綿ばく露作業」として明示的に挙げている上、前記2(2)認定のとおり、同基準は、「石綿ばく露作業」の認定において、当該作業の頻度やばく露形態を問わないこととしているのは前記判示のとおりである。(なお、間接ばく露については、石綿関連工場に勤務していた従業員が自宅に持ち帰った作業着やマスクを通じて、従業員の妻や子が、石綿に特異的な疾患である中皮腫で死亡した例も報告されている(甲8・49頁)。

また、②については、前記1(4)認定によれば、一般的には、石綿小体数が1000本未満の場合は一般人レベルの石綿ばく露レベルであると評価することができるが、前記2のとおり、石綿小体数は、業務起因性の

判断基準ではなく、また、仮に、石綿小体数を判断基準において考慮するとしても、上記評価は、クリソタイルばく露では妥当しないと解されているところ、前記1(1)及び(2)認定によれば、昭和48年神戸港の石綿輸入量のうち、クリソタイルのみを産出するカナダヤソ連からの輸入量が約7割を占め、亡Kがカナダ船ヤソ連船の検数作業に多数回にわたって従事していたことからすると、亡Kがばく露した石綿の相当数は、クリソタイルであった事実が推認されるから、亡Kの石綿ばく露は、主としてクリソタイルばく露であり、そのばく露レベルについて、上記評価は妥当しないというべきである。

したがって、被告の各主張は失当である。

4 まとめ

以上のとおり、亡Kの本件疾病の発症及びこれによる死亡は、亡Kが10年以上にわたって石綿ばく露作業に従事したことによる、業務に起因するものと認められるから、これを業務外の疾病とした本件処分は違法であり、取消しを免れない。

第7 結論

よって、原告の請求は理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所民事第6部
裁判長裁判官 矢尾 和子
裁判官 金子 隆雄
裁判官 村井美喜子

高陽市住民の抗議行動に参加

ソウルの西北にある高陽市に、7千世帯約2万人のウィ・シティ（高層マンション群）が建設され、生徒数約980人の小学校が開設された。

その小学校の裏手にセメント工場、さらにその裏には建設廃棄物処分場があり、そこでは再生砕石がつくられている。

ソウル大学保健大学院とアジア環境保健市民センターの調査で、周辺地域で採取した8つの試料から9～18%のクリソタイル、アモサイトを検出。

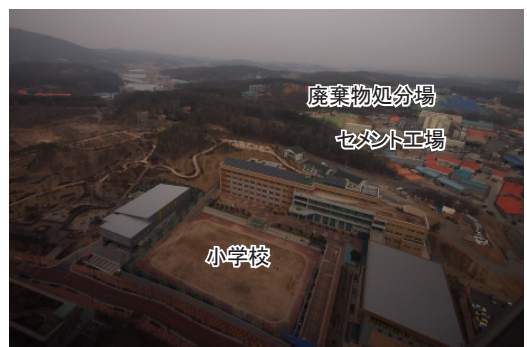
さらに、風下方向にある近くのキョンダル村住民の間に、過去10年間に21件のがん（うち15件が肺がん）が発生していることも明らかになった。

昨年夏以来、こうした事実がメディアで報じられる中で、市の環境センターが大気測定を実施したが、とくに何も検出されず、原因不明とされたまま。

小学校では、当初300名ぐらいの児童が登校拒否、現在も約100名がマンション内で自主授業を行うなどして休校を続けている。市は、どこの学校に通うかは自由という姿勢をとっているという。

住民たちは、セメント工場と建設廃棄物処分場の移転、それまで別の学校に通うためのスクールバスの手配などを要求している。

3月22日に住民たちが、小学校協で抗議行動を行うというので参加した。チョン・ジヨル、チェ・エヨ



ンとともに、古川和子さんも頼まれてあいさつ。地元メディアの取材も受けた。

下の写真は、小学校にいちばん近いマンションの屋上にあがらせてもらって、上から見た小学校とセメント工場、建設廃棄物処分場である。